

○ 支給額、支給対象年齢について各種の前提をおいた児童手当給付額の機械的試算

(支給対象年齢の児童に対する支給率をおおむね90%として試算)

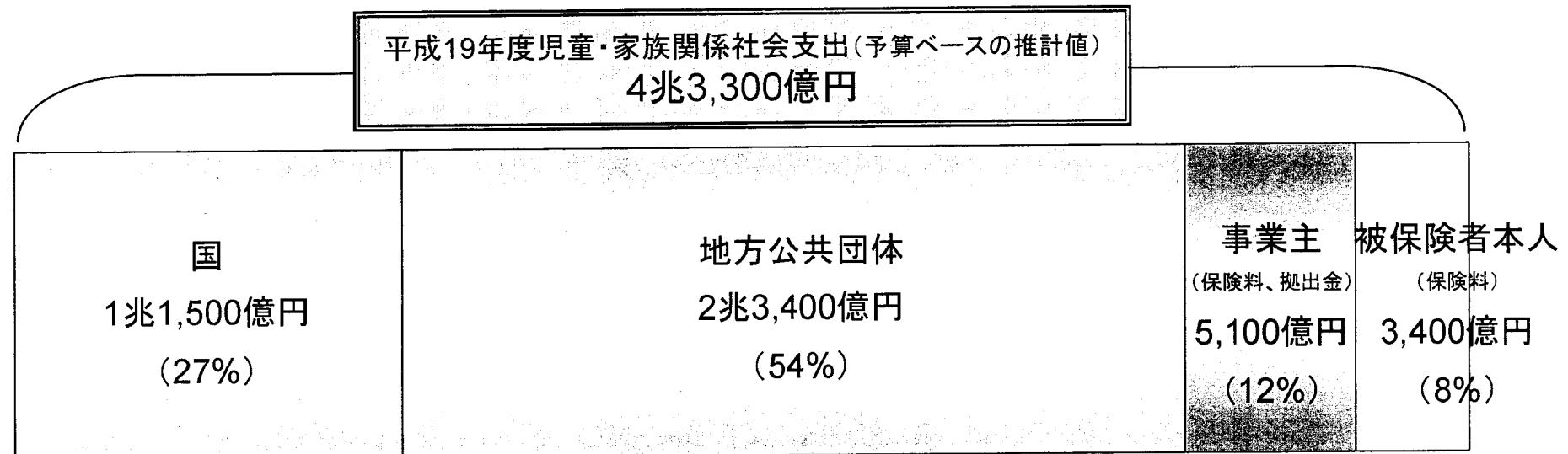
		支 給 額			
		現行 〔第1子、第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 3歳未満児 一律10,000円〕	一律1万円	一律2万円	一律3万円
支 給 対 象 年 齢	(現行) 小学校卒業まで	1兆500億円 《+4,900億円》	1兆5,400億円 《+4,900億円》	3兆800億円 《+2兆300億円》	4兆6,200億円 《+3兆5,700億円》
	中学校卒業まで	1兆2,700億円 《+2,200億円》	1兆9,300億円 《+8,800億円》	3兆8,500億円 《+2兆8,000億円》	5兆7,800億円 《+4兆7,300億円》

(参考 — 支給対象年齢の児童全員に支給した場合)

支 給 対 象 年 齢	(現行) 小学校卒業まで	1兆1,600億円 《+1,100億円》	1兆7,100億円 《+6,600億円》	3兆4,200億円 《+2兆3,700億円》	5兆1,400億円 《+4兆900億円》
	中学校卒業まで	1兆4,000億円 《+3,500億円》	2兆1,500億円 《+1兆1,000億円》	4兆2,900億円 《+3兆2,400億円》	6兆4,400億円 《+5兆3,900億円》

## (参考) 現行の次世代育成支援の給付・サービスの費用構成

- 平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆3,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料事業主負担及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したもの。したがって、「推計所要額」に関して、直接この負担割合が適用されるものではない。
- 今後、少子化対策のための給付の充実に当たっては、次世代の負担によって賄うことがないよう必要な財源をその時点で手当てして行うことが必要。また、費用負担の在り方については、給付の性格や施策間の整合・連携を考慮した負担のあり方の検討が必要である。



## 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議構成員名簿

(少子化社会対策会議委員)

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(少子化対策)

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

(有識者)

いけだ もりお 池田 守男	株式会社資生堂相談役(日本経済団体連合会少子化対策委員会 委員長、日本商工会議所特別顧問)
いわぶち かつよし 岩渕 勝好	東北福祉大学教授、産業経済新聞客員論説委員
きよはら けいこ 清原 慶子	三鷹市長
こが のぶあき 古賀 伸明	日本労働組合総連合会事務局長
さとう ひろき 佐藤 博樹	東京大学社会科学研究所教授
ひぐち よしお 樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
よしかわ ひろし 吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授

[有識者については五十音順・敬称略]

## 基本戦略分科会における議論の整理

平成 19 年 11 月

### 1 重点戦略策定に向けての基本認識

#### (人口構造の変化と社会経済への影響)

- 「日本の将来推計人口(平成 18 年 12 月推計)」は、我が国では、今後一層少子化・高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来するとの見通しを示している。人口減少社会は単純な人口規模の縮小ではなく、高齢者数の増加と生産年齢人口の減少という「人口構造の変化」を伴うものであり、我が国の経済社会に大きな影響を与えることが懸念される。
- また、労働力人口は、若者や女性、高齢者の労働市場参加が進まず、現状の労働力率のままで推移した場合、総人口の減少を上回る速度で減少する見通しである。この場合、2030 年までに労働力人口は 1,000 万人以上減少することが見込まれ、2030 年以降も生産年齢人口の減少速度の加速により、さらに急速な労働力人口の減少が予想される。

#### (結婚や出産・子育てに関する国民の希望と現実の乖離)

- 他方、新人口推計の前提となっている今後の結婚や出産の動向(生涯未婚率 23.6%、夫婦完結出生児数 1.69 人、2055 年の合計特殊出生率は 1.26。)と、国民の希望する結婚や出産(約 9 割が結婚を希望、希望子ど�数 2 人以上)には大きな乖離が存在する。
- この乖離を生み出している要因は、各種の調査や研究が示唆するところによれば、
  - (結婚) 経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通しや安定性
  - (出産) 子育てしながら就業継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保度合い
  - (特に第 2 子以降) 夫婦間の家事・育児の分担度合い、育児不安の度合い
  - (特に第 3 子以降) 教育費の負担感(ただし 1970 年代以降生まれの世代では 1 人目、2 人目からについても負担感が強く意識される傾向)などがあげられる。
- 国民の希望する結婚や出産・子育てが実現したと仮定して出生率を計算すると、1.75 度となる。結婚や出産は言うまでもなく個人の決定に委ねられるものであるが、国民の希望の実現を妨げる社会的な要因が存在し、それが将来の社会経済に大きな影響を及ぼすことを考えると、この乖離を生み出している要因を除去し、国民の希望が実現できる社会経済環境を整備することは、我が国にとって不可欠な政策課題である。

#### (今後の人団構造の変化を展望した二つの課題)

- 以上の点を考慮すると、我が国経済社会が今後とも持続的に発展していくためには、

- ① 今後生まれる子どもたちが労働市場に参加することが可能となるまでの間( 2030 年頃まで)における労働力人口の減少を緩和するために、「若者、女性、高齢者等の労働市場参加」を実現すること
- ② 2030 年以降に予想されるより急速な生産年齢人口及び労働力人口の減少を緩和するためにも、「国民の希望する結婚や出産・子育て」ができる限り早く実現することの二つを同時に成し遂げることが不可欠である。

(「車の両輪」となる二つの取組み — 「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」)

- しかしながら、今日なお、妊娠・出産を機にそれまで就労していた女性の 7 割が離職することにみられるように、とりわけ女性にとっては、就労と出産・子育ては二者択一の状況となっており、この状況を抜本的に変えない限り、これらの二つの課題の同時達成は不可能である。
- 女性をはじめ働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現しつつ、国民の希望する結婚・出産・子育てを可能にするためには、
  - ・ 「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とともに、
  - ・ その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み)を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠である。
- 今日、第 2 次ベビーブーム世代(昭和 46 ~ 49 年生まれ)が 30 代半ばを迎える、子育て世代の年齢層の人口は既に減少に転じている。また、就労と出産・子育ての二者択一状況が続いた場合には、結婚や出産・子育てに関して、国民が希望を持つことさえ難しくなり、希望水準 자체の低下も危惧される。
- 子育て世代の年齢層の人口が大幅に減少する前に、あるいは、結婚や出産・子育てに関する国民の希望水準が低下し、それが一層の少子化を招くという悪循環に陥らないうちに、これら「車の両輪」となる二つの取組みを、できる限り速やかに軌道に乗せなければならぬ。

#### (当分科会における検討)

- 当分科会では、9 月以降、他の 3 分科会の主査等が参加し、「車の両輪」となる二つの取組のうち、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に関して集中的に議論を行った。

※ 前者の「仕事と生活の調和の実現」に関する課題については、労働市場改革や男女共同参画の観点からも議論され、「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」及びそのもとに設けられた「働き方を変える、日本を変える行動指針」(仮称)策定作業部会において議論が行われているため、これらの議論を「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に反映していくこととなっている。

○ 19年6月にとりまとめた中間報告では、

- ・ 家族政策関連支出の規模は、我が国が GDP 比 0.75% ( 2003 年度。なお、2007 年度予算ベースの推計では 0.83%) であるのに対し、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン等では、概ね GDP の 2 ~ 3% を投入していること
- ・ 近年出生率が回復しているフランスを例に、給付の規模を我が国の人団構造に機械的に当てはめると約 10.6 兆円 ( GDP 比では約 2%) に相当すること

を踏まえ、人口政策や家族政策に対する考え方、制度の経緯・変遷、労働時間や男性の育児参加の状況、人口構造、国民負担の水準及び構造等が異なることに留意が必要とした上で、

- ① 有効な少子化対策の実施のためには一定規模の効果的財政投入の検討を行うことも必要ではないか、
  - ② 個別施策の実効性の検証、現金給付と現物給付とのバランス等にも配慮した上で、実効ある家族政策を持続的に展開するための財源規模やその負担のあり方について議論が必要
- との指摘を行った。

○ 中間報告を踏まえて、当分科会では、9月以降、施策の拡充と財源投入の必要性に関する、多くの国民の理解を得ることのできる少子化対策の在り方を提案するために、

- ・ 現在我が国で進められている次世代育成に関連する施策にはどのような問題点があるのか、
- ・ 問題点を克服するために必要不可欠な給付・サービス体系、政策枠組みはどのようなものか、
- ・ その給付・サービス体系、政策枠組みを実現するために必要となる社会的なコストはどの程度か、

などに関して、我が国の実情を踏まえて、検討を重ね、議論を整理した。

○ もとより少子化対策の外延は広範にわたり、産科・小児科医の確保、奨学金や就学前教育費の保護者負担の軽減については、他の会議等でも検討が進められている。また、当分科会の議論においては、職住近接などの住環境の問題、子育て家庭が移動しやすい交通の問題等についても課題として指摘された。

このように少子化対策として取り組むべき様々な課題がある中で、当分科会においては、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消という点に戦略的な対応が必要との認識から、いわゆる諸外国において家族政策として議論されている分野について検討した。

※ 家族政策…一般的に、子どもを扶養する家族の機能を支援する給付・サービスの総称として用いられる。OECD の社会支出 ( Social Expenditure ) では、「家族」 ( Family ) 部門の支出について、家族手当 ( Family Allowance ) 、出産・育児休業給付 ( Maternity and Parental Leave ) 、その他の現金給付 ( Other Cash Benefit ) 、保育 ( 就学前教育を含む ) ( Day-care / Home-help ) 、その他の現物給付 ( Other Benefit in kind ) の 5 分類に分けて集計している。

## 2 次世代育成支援に係る現行の給付・サービスの制度的な課題

### (1) 現行の給付・サービスの体系的整理

(機能に着目した次世代育成支援に係る給付・サービスの3分類)

- 現行の次世代育成支援に関する給付・サービスについて、体系的に問題点や課題を整理するため、通常用いられるような分野別の分類とは異なるが、それぞれの給付・サービスが担っている機能に着目して、以下の3分類に整理した。

#### I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- ・ 出産手当金、育児休業給付
- ・ 保育サービス、放課後児童クラブ
- (・ 給付・サービスではないが関連する制度として、母性健康管理、産前・産後休業、育児休業、勤務時間短縮等の措置) など

#### II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- ・ 出産育児一時金、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当
- ・ 一時預かり
- ・ 幼稚園 など

#### III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- ・ 母子保健サービス
- ・ 各種の地域子育て支援(全戸訪問、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センターなど)
- ・ 児童館、放課後子ども教室
- ・ 虐待を受けた児童など特別な支援を必要とする児童に対する支援 など

※ なお、幼児教育が幼稚園と保育所で実施されており、放課後児童クラブと放課後子ども教室が「放課後子どもプラン」として連携・一体化して実施されており、実際の取組においては完全に1つの分類に収まりきらないものも存在する。

## (2) 次世代育成支援に係る給付・サービスの制度的な課題の整理

### (全体を通じた制度的な課題)

- これら現行の次世代育成支援に関する給付・サービス全体を通じた制度的な課題としては、以下の点が指摘できる。

### (施策の総合性、体系性の欠如)

- ・ 次世代育成支援に関しては、医療保険、雇用保険、児童福祉、母子保健等の各制度において、それぞれの制度の考え方に基づいて、給付内容、費用負担の方法等が定められており、どのような支援ニーズに対して、どのような給付が保障されるか体系立った制度となっていない。
- ・ 育児休業と保育を例に挙げれば、ともに親の就労と子どもの育成を支援する機能を持つが、育児休業給付は主に労使折半の保険料だが、保育は主に公費による負担となっている。このため、育児休業が取得しにくい場合 0 歳児の保育のコスト( 1 歳児に比べて高額)は市町村が負担。逆に、市町村の保育サービス不足により育児休業を延長(保育所入所できない場合 1 歳 6 か月まで可能)するコストは労使が負担している。

### (家族政策の施策の規模の拡大と財源確保)

- ・ 国民負担等の違いにも留意が必要だが、欧州諸国に比べて、現金給付、現物給付を通じて家族政策全体の財政的な規模が小さい。家族政策を支える負担についての明確な国民的合意も形成されているとは言い難い状況である。
- ・ 地域によって問題状況に違いがあり、大都市圏では、待機児童、出生率の低さ、就業率の低さが問題となる一方、都市部以外の地域では、子育て支援の拡充の努力がみられるが財源確保が困難となっている。

### (現物給付の優先度の高さと現金給付・現物給付の的確な組合せ(バランスとタイミング)についての考慮)

- ・ 欧州諸国の経験に照らせば、現金給付、現物給付のバランスをとった家族政策の充実が必要であるが、
  - \* 今後、我が国が急速な生産年齢人口の減少、労働力人口の減少に直面する中で、誰もが意欲と能力に応じて働くことのできる環境整備を進め、就業率の向上を図ることが必要であり、
  - \* また、出生率の回復したフランスなどでは、近年、保育サービスの充実など仕事と家庭の両立支援を軸とした家族政策が展開されていることにかんがみると、とりわけ現物給付の充実を図り、女性をはじめ働く意欲を持つすべての人の労働市場参加と国民の希望する結婚・出産・子育てを可能にする社会的基盤を構築することが喫緊の課題である。

- ・しかしながら、ここ数年の家族関係社会支出の充実の大半は児童手当の拡充に振り向けられてきている。
- ・就業継続できる体制整備が子育ての経済的な負担感を緩和するという考え方が不十分である（低年齢期の子のいる家庭の家計をみると、女性の就労中断による所得喪失の影響が大きく、その経済状況を改善するためには、親の就労継続と子どもの育成の両立を支える支援が重要であるが、経済的負担の軽減策としては児童手当を中心に対応がとられてきた。）。
- ・また、低年齢児童を養育する家庭の子育ての負担感としては、経済的な負担感のほかに肉体的・精神的な負担感が強いが、児童手当の拡充だけでは、このような負担感に対する支援ニーズに対して十分応えられていない。

**（それぞれの分類ごとにみた制度的な課題）**

○ また、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲそれぞれの分類ごとに制度的な課題を整理すると、以下のとおりである。

**「Ⅰ 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援」に関する課題**

**（出産前から低年齢期（3歳未満の時期）の支援の充実の必要性）**

- ・子どもを育てながら働き続ける希望を持っていても、現実には多くの者が出産を境に離職しており、働き方の問題とともに保育サービスが利用できないことも原因となっている。
- ・3歳を超えると幼稚園、保育所含めて未就学児童のかなりの割合をカバーしているが、3歳未満の時期の保育所利用率は2割にとどまる。

**（育児休業と保育の切れ目ない支援が提供できていない）**

- ・子どもを育てながら雇用を継続することを支援する観点からは「育児休業」と「保育」は裏表の関係にあるが、休業明けの円滑な入所や、子育てする時間を持ちながら就労できる短時間勤務制度の利用とそれに対応した保育の提供など、「出産・子育て」と「就労」との間で多様な選択を可能とする切れ目のない支援が提供できていない。
- ・保育所入所の大部分は年度替わりの時期で、待機児童の多い地域では年度途中（特に年度後半）の入所が困難となっている。このため、保育所入所のために育児休業利用が長期化したり、逆に、育児休業を十分に取得できないケースが存在している。

**（就労希望を十分に反映できていない保育サービス・放課後対策の量的な不足）**

- ・「保育に欠ける」要件を満たしながら保育所に入所できない待機児童が存在する。特に、大都市圏、1～2歳児（育児休業明け）では、希望の時期に入所できないケースも少なくなく、待機期間も長期化している。
- ・「待機児童の解消」という目標設定の方法では、就労希望の増加に対応した必要なサービスの整備という観点が十分に反映されない。

- ・少子化が進行し将来の児童数が減少する見込みのある中で、行政や事業者が施設整備を伴う保育所の増設に必ずしも積極的でないケースが存在する。
- ・学齢期の放課後対策についても、待機児童やサービス空白地域が存在している。利用希望は年々増加し、クラブの大規模化に伴う質の確保も課題となっている。
- ・3～5歳の保育所利用率は約4割だが、小学校1～3年生の放課後児童クラブ利用率は2割弱にとどまり、保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行ができるない。

(質の確保された弾力的な保育サービスの多様化の必要性)

- ・自らサービスを選択できない子どもの発達保障のためには、一定以上の保育の質の確保が必要だが、現在の仕組みでは、保育所に入れない場合、質の確保された保育を受けることが困難である。
- ・一定の質を確保した上で、必要な保育サービスの供給量を確保し、多様な地域の事情やニーズへの対応を図っていくためには、保育所の提供する保育サービスに加え、弾力的なサービス提供ができるよう家庭的保育など提供方法を多様化しなければ対応が困難である。

(多様な働き方への対応が不十分)

- ・短時間勤務制度は、事業主がとるべき措置の一つとしての位置付けにとどまり、希望しても利用できないケースが存在する。
- ・また、待機児童の多い大都市圏や地方中核都市では、パートタイム就労や在宅就労などフルタイム就労以外の働き方では保育所入所が難しい場合が存在する。

**「Ⅱ すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス」に関する課題**

(働いているいないにかかわらず、すべての子育て家庭に生ずる一時預かりのニーズへの不十分な対応)

- ・働いているいないにかかわらず、一時的に子どもを預ける需要は誰にでも発生するが、このような需要に対する事業(一時保育)については、市町村の取組状況に差が大きく、事業の実施箇所数も限定されている。
- ・利用する親に対してではなく、実施する施設に対する助成又は委託事業となっているため、親にとって保障される水準や費用負担が明らかな形となっておらず、権利性が弱い。
- ・近年、NPOやシルバー人材センター、ファミリー・サポート・センターなどでも一時預かりに対応したサービスが提供されているが、利用料に対する助成がなく、制度的な位置付けもなされていない。

- ・一時保育事業の利用の実態をみると、特に待機児童の多い地域などでは、パートタイム就労等を理由とする定期的な利用が多く、緊急に生ずる一時預かりのニーズへの対応が十分にできていない。

(児童手当の果たす役割・性格が不明確)

- ・わが国の児童手当は、数次の改正を経て 1兆円を超える給付規模となつたが、欧州諸国と比較すると支給額や支給期間に差があり、親の年齢が低く所得水準が相対的に低い、児童が低年齢の時期に特化した給付となつてゐる。
- ・我が国においては、児童手当と税制における措置が、それぞれ別々に講じられている。
- ・さらに、子どものいる世帯の全体的な状況をみると、子どもが成長するにつれて子育て費用が増加しており、全体として、児童手当制度の果たす役割や位置付けが不明確くなつてゐる。

### 「III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組」に関する課題

(妊婦健診への支援)

- ・乳幼児期の健康診査システムの整備や受診率の高さなど、母子保健サービスに関しては世界の最高水準にあるが、妊婦健診に関しては、望ましい受診回数(13～14回)に比べて、公費負担でカバーされている回数(今年度より 5 回程度実施が可能となるよう措置)が少ない。

(子育て家庭を支える基盤的な取組の不十分さ)

- ・育児の孤立化に伴う育児不安の増大や児童虐待の増加等に対応するため、子育て家庭を支える基盤となる地域の取組の強化、すべての子育て家庭を対象としたアプローチの充実が求められている状況にある。
  - ・生後 4 か月までの全戸訪問「こんにちは赤ちゃん事業」を今年度から実施。初年度は約 7 割の市町村で実施されているが、全市町村での展開が必要である。
  - ・親子の交流や相談、親子関係の構築を支援する「地域子育て支援拠点」の普及度合いが低く、すべての子育て家庭が利用できる(支援が受けられる)状況に至っていない。
- ・安心して親子で過ごせる場所、子どもが自由に遊べる公園、安心できる放課後の居場所など、個人にとってお金で買えない社会的な子育て基盤がないことが、子育ての不安感を深刻化させている。
- ・NPO など民間主体による保育以外の周辺的な子育て支援サービスの展開がみられるが、このような取組の制度的な位置付けがなされていない。

(学齢期の子どもの安全・安心な居場所の確保の必要性)

- ・「放課後子どもプラン」として、留守家庭児童対策である放課後児童クラブと一体的あるいは連携しながら、地域の方々の参画を得て、全児童対策として放課後子ども教室推進事業が実施されているが、平成 19 年度に創設されたばかりであり、取組が十分に進んでいない。

(虐待を受けた児童など特別な支援を必要とする児童に対する支援の質・量を充実する必要性)

- ・社会的養護を必要とする子ど�数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化という近年の状況に現行の社会的養護体制は質・量ともに十分に対応できていない。
- ・特に、家庭的な環境の下、地域の中でその個別性を確保しながら養育を行い、子どもが社会に巣立っていくことができるよう支援することが必要だが、里親への委託が増加しておらず、施設においてもケア単位が大規模であること等により子どもに対する個別的な対応が十分にできていない。
- ・社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たって、保護者等から支援を受けられない場合も多く、様々な困難に突き当たることが多い。

### 3 包括的な次世代育成支援の枠組みに求められる給付・サービスの考え方

#### (包括的な次世代育成支援の枠組みの構築の考え方)

- 以上のような制度的な課題を踏まえ、包括的な次世代育成支援の枠組み全体を通じて重要な考え方を指摘すると、以下のとおりである。

#### (効果的な財政投入による家族政策全体の充実)

- ・ 必要な財源を次世代の負担とすることなく、社会全体で分担することを前提とした効果的な財政投入による家族政策全体の充実

#### (支援ニーズへの的確な対応と給付・サービスの一体的な提供)

- ・ 子どもの年齢や家族の形態など家族の状況により変化する支援ニーズに的確に対応し、現金給付、現物給付を適切に組み合わせて、切れ目なく一体的に提供できる仕組みの構築

#### (現物給付の実現の優先)

- ・ 女性をはじめ働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現しつつ、国民の希望する結婚・出産・子育てを可能にすることが我が国の今後の持続的な社会経済の発展に不可欠であることいかんがみ、その社会的基盤となる仕事と子育ての両立や家庭における子育てを支える現物給付の実現に優先的に取り組む必要性

#### (早急な実現)

- ・ 今後、我が国が急速な生産年齢人口の減少、労働力人口の減少に直面する中で、我が国社会経済の持続的な発展に不可欠なこれらの施策を早急に実現する必要

#### (求められる給付・サービスの考え方)

- また、I、II、IIIの分類ごとに、仕事と生活の調和の推進及び国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの考え方を整理すると、以下のとおりである。
- これらはどれも全く新しいものではないが、国全体として、このような給付・サービスが全国どの地域でも体系的に整備され、すべての子どもや子育て家庭に普遍的に提供される枠組みを構築するとともに、それぞれの地域においては、地域の実情を踏まえて、給付・サービスの整備に積極的に取り組んでいく必要がある。

## 「I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援」に関する考え方

(出産前後から3歳未満の支援……重点的取組、切れ目のない支援)

- ・ この時期の対応が最も弱く、重点的に取り組む必要
- ・ 就業希望者を育児休業制度と保育でカバーできる体制・仕組みの構築(現在、0～3歳児のいる母の31%が就業しているが、仕事と生活の調和の実現により、就業希望者がすべて就業した場合には就業率は56%まで上昇)
- ・ それぞれの制度における弾力化、多様な選択を支える切れ目のない支援
  - ： 育児期の働き方・休み方— 短時間勤務を含めた育児期の休業取得方法の弾力化、男性が取得しやすい制度上の工夫
  - ： 保育 — 保育の質を担保しつつ必要量の確保と多様なニーズに対応できる提供手段の多様化(家庭的保育の制度化や事業所内保育施設の活用)、病児・病後児の対応の充実

(3歳から小学校就学前の時期の支援……認定こども園と短時間勤務の普及・促進)

- ・ 就労率の上昇に伴う幼児期の教育と保育のニーズの変化に対して、認定こども園の活用、短時間勤務の普及・促進の両面から対応

(学齢期の放課後対策の強化)

- ・ 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」を一体化あるいは連携して行う「放課後子どもプラン」の全小学校区での実施による空白地区の解消
- ・ 対象児童の増加に対応した1学校区当たりのクラブ数の増加による、保育所から放課後児童クラブの切れ目のない移行と適正な環境の確保

## 「II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス」に関する考え方

(すべての子育て家庭に対する一時預かり制度の再構築)

- ・ 働いていてもいなくてもすべての家庭に発生する一時預かりに対する需要は、都市部のみならず地方においても必要性が高まっており、すべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして機能するよう、事業を再構築(法律的な位置付けの明確化、事業主体の拡大と質の確保、一定のサービス水準の普遍化)

(子育て世帯の支援ニーズに対応した経済的支援の実施)

- ・ 子育て世帯の支援ニーズに対応し、現金給付と税制を通じて総合的に経済的支援を実施

### **「Ⅲ すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組」に関する考え方**

#### **(妊婦健診の支援の充実)**

- ・ 望ましい受診回数(14回)を確保するための支援の充実

#### **(各種の地域子育て支援の面的な展開と当事者主体の取組の重視)**

- ・ 全市町村での生後4か月までの全戸訪問の実施と事業の法律的な位置付けの明確化
- ・ 地域子育て支援拠点の小学校区すべてへの面的な整備と事業の法律的な位置付けの明確化

#### **(安全・安心な子どもの居場所の設置)**

- ・ 全小学校区における放課後子ども教室の実施(「放課後子どもプラン」)

#### **(家庭的な環境における養護の充実など適切な養育を受けられる体制の整備)**

- ・ 社会的養護を必要とする子どもに対する支援の充実を図るため、家庭的な環境における養護の充実、施設機能の見直し等、どのような状況にある子どもであっても、適切な養育を受けられるような体制を整備